

災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、相武国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条 協力要請

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、「業務」の要請を行う。

第3条 業務内容

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

① 緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

⑤ 防災訓練

甲乙間の情報連絡訓練、甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等

第4条 業務の実施区間

「業務」の実施区間は、別表及び別図のとおりとする。

- 2 災害の被災状況により協定者に連絡がつかない区間、又は、協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等においては、上記で規定する区間以外についても業務を要請する場合がある。

第5条 建設機械等の報告

乙は、あらかじめ「業務」実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

第6条 建設機械等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

第7条 出動の要請

甲は、乙に対して第2条に基づき「業務」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

- 2 別に示す気象庁震度計（別紙）において震度6弱以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- 3 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 4 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第8条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出動を要請（防災訓練除く）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第9条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第10条 業務指示

「業務」の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第7条による甲の出動要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

- 2 前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第11条 業務の実施報告

乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

- 2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

- 3 緊急点検（パトロール）については、甲の指定する日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に記載し、出張所長に提出するものとする。

第12条 業務の完了

乙は、「業務」が完了したときは、直ちに出張所長へ書面により報告するものとする。

第13条 費用の請求

乙は「業務」完了後、当該業務（防災訓練除く）に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

第14条 費用の支払

甲は第13条の既定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第8条に基づき支払うものとする。

第15条 第三者に及ぼした損害

「業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

第16条 有効期限

この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成26年1月31日までとする。

第17条 その他

この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年 月 日

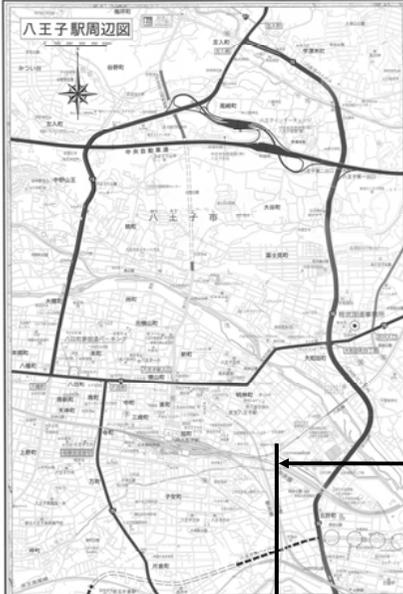
甲 国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所長 吉田 秀範 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

災害応急対策業務に関する各協定区間の担当協定者一覧(例)

工区	号線	担当出張所	区間(距離)	協定者(乙)
例	20号	日野出張所	〇〇交差点 ~ 〇〇交差点 (10km)	〇〇〇建設株式会社
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
⋮				

別図：災害応急対策業務に関する協定区間図(相武国道事務所)



国道20号
(延長: 51.2km)
自: 仙川橋左岸
至: 山梨県境

国道16号八王子BP(2)
(延長: 5.3km)
自: 都道上館・日野交差点
至: 差入橋交差点

国道16号八王子BP(1)
(延長: 0.6km)
自: BP分岐点
至: 都道相原・浅川交差点

国道16号
(延長: 42.5km)
自: 国道246号交差点
至: 二本木交差点

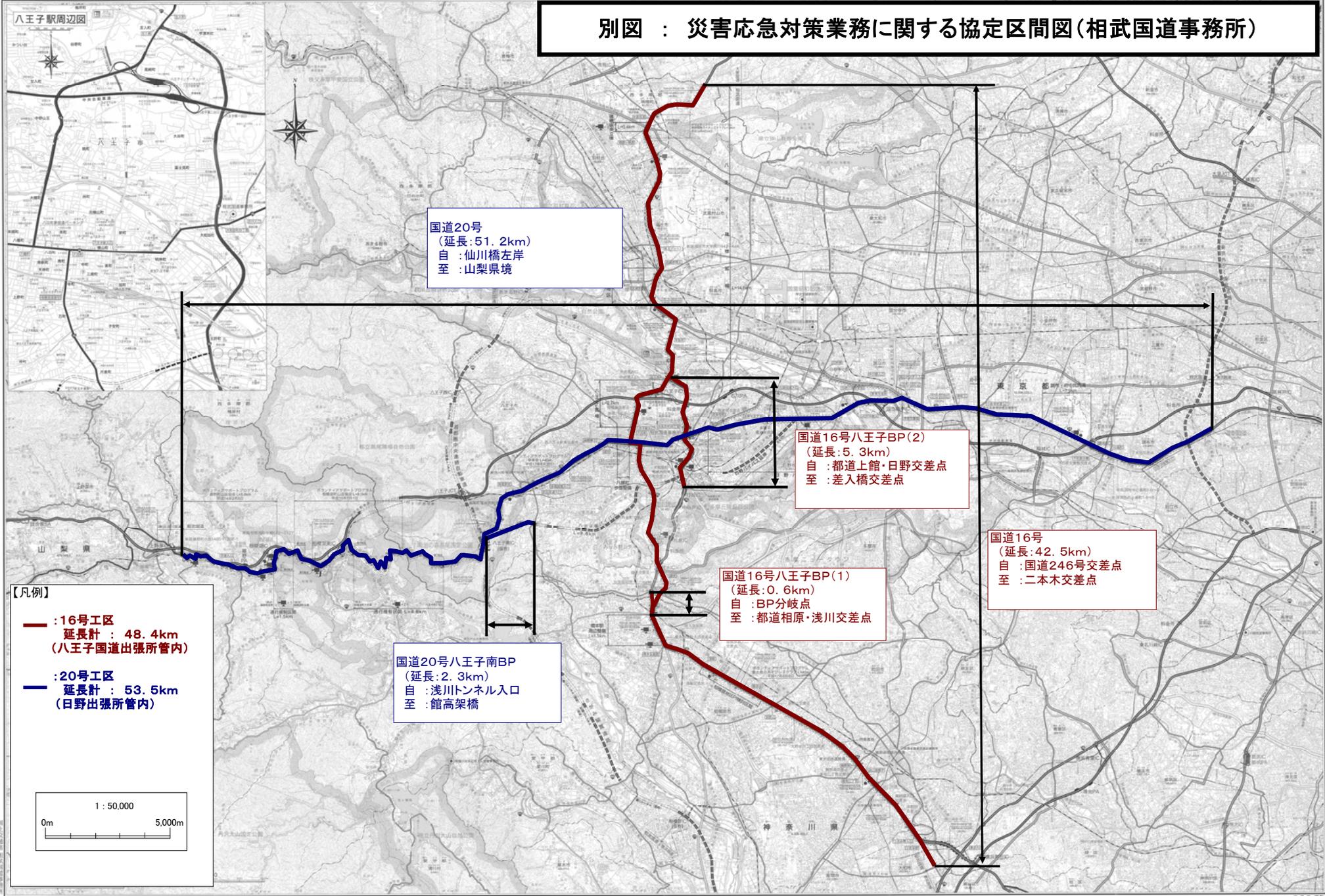
国道20号八王子南BP
(延長: 2.3km)
自: 浅川トンネル入口
至: 館高架橋

【凡例】

- : 16号工区
延長計 : 48.4km
(八王子国道出張所管内)
- : 20号工区
延長計 : 53.5km
(日野出張所管内)

1 : 50,000

0m 5,000m



気象庁震度計位置	該当協定業者
<p>【東京都多摩東部】 八王子市大横町、八王子市石川町、 府中市本町、府中市白糸台、 調布市小島町、調布市つつじヶ丘、 日野市明神、 国立市富士見台</p> <p>【神奈川県西部】 相模原市緑区与瀬、相模原市緑区小淵</p>	担当工区が <u>日野出張所管内</u> の業者
<p>【東京都多摩東部】 八王子市大横町、八王子市石川町 昭島市田中町、 町田市町田市役所、町田市中町、 福生市福生 羽村市緑ヶ丘、 瑞穂町箱根ヶ崎</p> <p>【神奈川県東部】 大和市下鶴間</p> <p>【神奈川県西部】 相模原市中央区中央、 相模原市南区相模大野 相模原市緑区相原</p>	担当工区が <u>八王子国道出張所管内</u> の業者

相武国道事務所「災害応急対策業務に関する協定」運用 (要約)

災害応急対策業務に関する協定の「第3条 業務内容」の運用(要約)を下記のとおり示す。

第1節 緊急点検(パトロール)に関する対応について

(1) 出動基準

道路に災害が発生または発生が予想される場合における、緊急点検(パトロール)は基本的に事務所が委託する道路管理工事内で行うものとする。ただし、災害等の状況により甲は乙に対し、電話連絡等で出動を要請することがある。なお、「震災時」と「災害の発生を確認した場合」の対応については以下のとおりとする。

●震災時

気象庁震度計(下表)において震度6弱以上の震度を観測した場合、乙は甲からの要請があったものとみなし、早急に担当区間の緊急点検(パトロール)に出動する。

気象庁震度計位置	該当協定業者
【東京都多摩東部】 八王子市大横町、八王子市石川町、 府中市本町、府中市白糸台、 調布市小島町、調布市つつじヶ丘、 日野市明神、 国立市富士見台 【神奈川県西部】 相模原市緑区与瀬、相模原市緑区小淵	担当工区が <u>日野出張所管内</u> の業者
【東京都多摩東部】 八王子市大横町、八王子市石川町 昭島市田中町、 町田市町田市役所、町田市中町、 福生市福生 羽村市緑ヶ丘、 瑞穂町箱根ヶ崎 【神奈川県東部】 大和市下鶴間 【神奈川県西部】 相模原市中央区中央、相模原市南区相模大野 相模原市緑区相原	担当工区が <u>八王子国道出張所管内</u> の業者

●災害の発生を確認した場合

- ・乙は災害の発生を確認した場合は速やかに甲に報告し、協定書「第7条 出動の要請」及び「第10条 業務の指示」に基づき応急復旧に着手する。
- ・甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、安全を確認した上で乙の判断で応急対策を実施する。
- ・担当工区外において上記の状況が確認され、担当業者が出動していない場合等は応急対策を実施できるものとする。ただし、担当区間の対応が疎かにならないことが前提である。

(2) 点検結果の報告

- ・乙は出動後早急に第1報（出動した旨、現時点での進捗状況および把握した被災状況、今後の見通し等）を甲（出張所等）に報告すること。なお、発信制限により電話がかかりにくい場合は携帯メールとする。
- ・緊急点検（パトロール）の内容は、甲の指定するの様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に整理し早急に提出するものとする。

(3) 早急な出動が困難な場合の報告

- ・乙は、早急に緊急点検（パトロール）に出動することが困難な場合は、早急（地震発生後30分以内）にその理由及び今後の見通しを甲（出張所等）に報告する。

(4) 出張所の対応

- ・甲（出張所）から優先電話等（勤務時間外は自宅等から）により各協定業者の出動状況を確認する。
- ・(3) 項により出動不能な区間および連絡が取れず出動が確認出来ない区間については、近隣の協定者等に緊急点検（パトロール）のフォローを要請する場合がある。

第2節 緊急措置に関する対応について

「第1節緊急点検（パトロール）」等の報告から甲の指示のもと道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にはバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内看板や標識等を設置すること。なお、集中豪雨等の規制、雨量規制区間の規制対応については以下のとおりとする。

●集中豪雨等の規制

冠水高さが20cmに達した時点で甲が規制を行うため、出勤を要請された乙は甲の指示のもと規制の補助作業を実施する。なお、集中豪雨等の主な警戒箇所は以下による。

警戒種別	国道	箇所	k p	道路構造
警戒箇所 (※1)	16号	鍮水交差点	34.6 k p	平面交差
	16号	中央線立体	38.9 k p	アンダーパス
	16号	大和田八高線高架下	39.7 k p	平面交差
	16号	瑞穂南地下道	53.0 k p	アンダーパス
	16号	瑞穂中央立体	54.0 k p	アンダーパス
要注意箇所 (※2)	16号	拝島交差点	46.0 k p	平面交差
	20号	西八王子地区 (追分交差点～ 町田街道入口交差点)	46.6～ 50.5 k p	平面交差
	20号	高尾山入口交差点以西、 県境まで	52.8、 55.5 k p 他	平面交差
その他 (※3)	16号	八高線高架下	56.3 k p	高架橋

※1：(警戒箇所) 冠水により、人的被害が発生する可能性が高い箇所

※2：(要注意箇所) 冠水により、車両被害が発生する可能性が高い箇所

※3：(その他) 本線への被害は少ないが冠水が発生する可能性が高い箇所

●雨量規制区間の規制

雨量規制区間（下表）が連続雨量150mm以上に達した時点で甲が規制を行うため、出動を要請された乙は甲の指示のもと規制の補助作業を実施する。

国道	箇所	k p	区間長
20号	東京都八王子市南浅川～ 神奈川県相模原市緑区千木良	56.9～ 61.7 k p	L = 4.8 km
20号	神奈川県相模原市緑区与瀬～ 神奈川県相模原市緑区吉野	65.8～ 67.25 k p	L = 1.5 km

●規制の補助作業

- ・規制に必要な人員及び資機材の提供
- ・規制箇所に必要な資機材（看板、バリケード、カラーコーン等）の設置
- ・危険箇所にバリケードやロープを設置
- ・迂回路への誘導の補助
- ・規制箇所内、危険箇所のパトロールの補助

第3節 道路啓開^{けいかい}に関する対応について

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

第4節 応急復旧に関する対応について

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

第5節 防災訓練に関する対応について

甲が実施する防災訓練への参加を乙に要請する。

（主な訓練内容）

- ・甲乙間の情報連絡訓練

実施時期：9月頃（防災の日に合わせて実施）

内 容：仮想の災害を想定し、机上での情報伝達訓練を行う。

- ・甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練

実施時期：6月頃

内 容：災害対策本部車、待機支援車、照明車、排水ポンプ車、k u - S A T（衛生通信装置）等の甲が保有する機材の操作訓練を行う。（会場は都内）

第5節 通常時の体制について

(1) 出動体制

乙は、第1節の甲の要請によらず自主的に作業を開始する業務に対応出来るように、社内における出動体制を整備しておくこと。

(2) 待機

災害発生の恐れのある場合、事前に待機してもらう場合がある。

(3) 甲、乙相互の連絡窓口

- ・乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。
- ・甲・乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は甲及び本協定業者間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(4) その他

- ・甲は乙の連絡窓口及び、保有資機材の調査を年1回程度実施する。なお、内容に著しい変動があった場合は速やかに書面により報告するものとする。
- ・被災箇所への出動に備えて、警察に災害時に使用する車輛の事前通行登録を行うこと。（甲による対応が必要な事項については調整する。）